

## 令和 7 年度 くらし応援給付金及び灯油購入費助成金 FAQ（よくある質問）

### 【支給日等について】

Q1 いつ振り込まれるか。

A1 市において、世帯全員の令和 7 年度住民税課税状況が要件を満たすことが確認できた世帯で、かつ、前回の令和 6 年度上越市物価高騰支援給付金を受給済みの世帯へは、受取口座を確定後、**令和 8 年 3 月 17 日（火）**の振込みを予定しています。

また、前回支給時から基準日（令和 8 年 1 月 1 日）までに世帯員の異動（転入、転出など）があった世帯や、前回給付金の支給歴がない世帯へは、3 月上旬以降に確認書を発送するほか、令和 7 年 1 月 2 日以降に転入された世帯へは同じく 3 月中旬以降に申請書を発送します。ともに必要事項を記入いただき必要書類を添えて返信いただきます。書類の到着順に審査し、内容に不足等がなければ、受領後 3～4 週間後のお振込み（毎週火曜日）となります。

Q2 通帳にはどのように表示されるか。

A2 通帳には、次のとおり表示されます。

非課税世帯 : 「クラシオウエンキユウフキン（ヒカセ`イ）」

: 「トウユコウニユウヒ `シ`ヨセイキン」

均等割のみ課税世帯 : 「クラシオウエンキユウフキン（キントウワリ）」

### 【対象要件等について】

Q3 給付対象となるか。

A3 ・非課税世帯は、基準日（令和 8 年 1 月 1 日）時点において、上越市に住民登録があり、世帯全員の令和 7 年度（令和 6 年所得分）住民税が非課税の世帯が対象となります。

・均等割のみ課税世帯は、基準日（令和 8 年 1 月 1 日）時点において、上越市に住民登録があり、令和 7 年度（令和 6 年所得分）の住民税の課税状況が次のいずれかの世帯が対象となります。

（1）世帯全員が「住民税均等割のみ課税」である世帯

（2）「住民税均等割のみ課税」の方と「住民税非課税」の方で構成される世帯

・ただし、両方とも、世帯全員が課税者の扶養となっている場合は対象となりません。

※扶養 … 扶養という用語には税法上の扶養控除対象となる扶養や健康保険の扶養、給与の手当の対象となる扶養などありますが、給付要件としての扶養は、「税法上の扶養」を指します。

例) 別居している親(課税者)に扶養されている学生の一人暮らしや、子(課税者)に扶養されている高齢者夫婦の世帯などがあげられます。また、別住所にて単身赴任している夫(課税者)に扶養されている妻と子のみの世帯も該当いたします。

・租税条約による住民税の免除を受けている者を含む世帯も対象となりません。

Q4 昨年12月に上越市へ転入したが対象になるか。

A4 基準日は令和8年1月1日とし上越市では住民情報はありますが、住民税情報がないため、別途申請が必要ですのでお問い合わせください。また、世帯の中におひとりでも、令和7年1月1日時点で上越市とは異なる市区町村にお住まいであった方がいらっしゃる場合も同様です。

Q5 DV等により配偶者と別居しているが対象となるか。

A5 住民票を現居所に移すことのできない場合や、DV加害者等の扶養に入っている場合でも、令和8年1月1日時点で上越市内に避難中で、かつその他の支給要件に該当する場合は、支給対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

Q6 外国人は給付対象となるか。

A6 令和8年1月1日に住民基本台帳に記録されている外国人で、給付要件を満たす場合は給付対象者となります。但し、租税条約に基づく課税免除の適用を受けている方を含む世帯については、本給付金の対象とはなりません。

Q7 修正申告等により、住民税が所得割課税から非課税世帯となった場合はどうすればよいのか？

A7 基準日(令和8年1月1日)以降の修正申告等により、令和7年度の住民税が非課税になった場合、親族等からの扶養状況にもよりますが、新たに対象世帯となる可能性があります。こうした世帯の方につきましては、別途申請書の提出が必要となりますので、詳しくは生活援護課(くらし応援給付金担当)までご連絡ください。

一方、修正申告等によって住民税が課税されることになった世帯で、すでに給付金を受け取られている場合は、支給した給付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

Q8 基準日(令和8年1月1日)において給付対象者であった世帯主が死亡した場合、どのような取り扱いとなるか。

A8 基準日以降に世帯主が亡くなられた場合、以下のとおりの取扱いとなります。

【支給のお知らせが届いた世帯】

(1) 基準日から口座変更や受給辞退の届出期間中(令和8年3月5日(木)まで)に、亡くなられた場合

- 対象の世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が支給先(振込口座)の変更の届出を行い、給付を受けることができます。

- 単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

(2) 口座変更や受給辞退の届出期間後（令和8年3月6日（金）以降）に、亡くなられた場合

世帯主を対象に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

#### 【支給要件等確認書が届いた世帯】

(1) 確認書の返送・申請を行う前に亡くなられた場合

- 世帯主以外の世帯員がいる場合はその世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなります。
- 単身世帯の場合、世帯自体がなくなってしまうため給付されません。

(2) 確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合

世帯主を対象に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

#### 【扶養要件について】

Q9 世帯全員が、住民税課税者から扶養を受けている世帯は対象外とあるが、世帯の中に扶養を受けていない者が1人でも含まれていれば支給対象となるのか。

A9 お見込みのとおりです。

Q10 自分は親族の扶養になっている覚えはない。誰の扶養になっているのか。

A10 基本的には扶養をする側（世帯主など）の申告に基づき扶養控除を認定しているので、市が勝手に扶養親族とすることはありません。住民票上は別となっても、扶養されている場合もありますので、ご親族にご確認ください。

Q11 扶養から外してもらいたいけどどうすれば良いか。

A11 扶養者が申告をする必要があります。所得税が課税されている場合は税務署で確定申告もしくは修正申告をしてください。その他の場合は市で申告を受け付けられる場合がありますので、税務課へお問い合わせください。なお、扶養控除が外れると申告者の所得税と市県民税が高くなる場合がありますのでご注意ください。